

12番(三宅 耕三君) 今回私は町長と総務部長に通告をいたしておりますけども、その内容は現町長であります佐藤町長が、来年4月に執行されます町長選挙に出馬をするかしないのかという通告でありました。

この9月に同僚議員から、町長、三選出馬はあるのかという質問を投げかけたところが、町長は熟慮中であるという答えで、出る出ないの意思表示が全くありませんでした。我々は議会人でありますので、当然、正々堂々と議会でやりとりをしながら、町長の態度についても明らかにしていただきたいということでもあります。

そんな中、私は通告いたしておりましたが、私の通告書をもろろ恐らく見ていると思いますけれども、その中で本定例会の冒頭に、町長は質問に答えるのではなくて、自ら意思をもって三選出馬はしないということを表明されました。何かバッテリーボックスに立って空振りをしたような、そんな気持ちにもなりましたが、そういうしている間に、新聞紙上で、2名の方が次期の町長選挙に立候補を予定しているということを知ったわけでありました。それぞれ立派な方々ばかりでありますので、それはそれとして出馬の意向は自由であります。

私は今期で5期目であります。平成4年に前町長の伊藤仁實町長とともに初当選をして以来、5回連続当選をさせていただきました。その中で5回のうちの3回は選挙戦でありましたが、2回は無投票でありました。非常に寂しい思いはしておりますけども、それも選挙の定めであるということで、今現在に至っております。

任期満了を迎えれば、私も20年を務めることとなります。そんな中で東員町一筋、東員町議会、そして行政の発展のためにも、私たちは議論を重ねて論戦を交わしてまいりました。これだけ東員町に深くかかわっていながら、私だけではなくて、私の横にいます、または後ろにおります多くの議員諸兄が、議会の議員として町政を何とかしたい、そういう気持ちになったのは私だけではないと思います。

そんな中で、もしも私が町政を担うとするならば、今定例会にも上程し、議案として上がっております第5次総合計画、これは私たちも深くかかわっておりますので、第5次総合計画を基本に、まず町政運営に取りかかり、独自の政策を、そこに加えながら進めていくのがよかろうという思いをしております。

これまで20年近く、伊藤仁實町長、佐藤均町長に仕えてまいりましたが、その中で私が加わった議案で否決をしたことは一度もありません。したがって、大きく思想が違ったりとか、大きく考えが違うということはないと思っております。

ただ一つ違つとすれば、町長と私とではスピード感が違う。これは何度か一般質問でも申し上げてまいりました。なぜできないのか。なぜもっと早くできないのか。即断即決、決断と実行という部分に、少し私と町長との開きがあるのかなというものは感じております。

そんな中で取り上げてかいつまんで申し上げるとするならば、今日、同僚議員からの質問にもありました住民自治基本条例、私たち議会で言いますと、議会基本条

例ですね、その前に倫理条例というのも可決し、今現在執行中でありまして、議会の基本条例と住民自治基本条例との整合性を図りながら、これは早急に取り組み、早急に完成をしていくべきだと私は考えております。

そして子育て・医療につきましては、子育て支援センターの充実とともに、がん検診の補助とか、または各種ワクチンの助成、今回は幼児肺炎球菌ワクチンに加えて、今定例会に上程をされます肺炎球菌ワクチンを高齢者向けに、これは高齢者がインフルエンザに感染をいたしますと、多くの方々が肺炎にかかってしまうということで、高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチンの助成も必要だと考えております。

そして若者がこのまちに定住をしなかったら、このまちは衰退をしてしまうということで、若者定住促進といたしまして、今現在も執行中でありまして若者定住促進条例をもっとさらに充実をさせて、できれば東員町外からこのまちにお住まいをいただくような、そういう制度をつくっていききたい、このように考えております。

そして町長も申しておりましたけども、教育の面では、東員町は全国レベルを上回る学力であるということを聞いております。その学力を低下させることなく、さらに向上させるためにも、教育環境の充実ということは欠かせない部分であります。これも教育委員会をはじめ、学校の現場、そして家庭、これが一体となって進んでいける、そういう教育環境を整えていきたいと考えております。

また、体育面では、いろいろと働き盛りや青少年ということで、医療費の削減にもつながる健康第一というふうにする体育施設の充実、そして生きがいのある、住んでよかったと言ってもらえるようなまちづくりを目標にいたしております。

そしてまた、新しい窓口の設置ということで、まだ仮の名前というふうに申し上げておきますけども、例えば営業課、どんどん東員町を外部に売り込んでいくということでありまして。そして住民からの要望には、言い方をかえれば、すぐやる課のような、そういった役割も果たす課をひとつ設置をしてみたい。公園は教育委員会と建設部の管轄というふうに分かれておりますけれども、これを公園課として一本化をしてみたい。議会代表の監査委員、住民代表の代表監査委員ということで、2名の監査で毎月例月監査が行われておりますけども、専門家の立場から外部監査を導入して、これも町の健全運営に努めていきたいということで考えております。

以上のように話をしておりますと、どんどん熱が入ってまいりまして、もしもこれが選挙戦に突入でもするものならば、自治会を巻き込んだ、自治会長をもとにした、例えば班長さんたちを導入したということになりますと、自治会長は行政協力員という立場ではありますが、私が失敗しないためにも、その辺をアドバイスとして自治会長が自治会ぐるみで行う選挙戦、または事前運動についての注意点などを、総務部長のほうからお答えいただきたいと思っております。

今の私の話を聞いて、町長、コメントがあればお願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 私は三選はしないということで、この議会の冒頭の1月22日の開会に表明をさせていただきました。議員をはじめ、町民の皆さんに8年間お世話になりました。本当にありがとうございました。

コメントということでございますけど、選挙でありますので、政策で堂々と戦っていたきたいということでございます。

本当に長い間、ありがとうございました。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 三宅議員の講演会活動や選挙活動に行政協力員、自治会長とおっしゃいましたけど、通告が行政協力員でございましたので、行政協力員がかかわることの是非についてのご質問に、お答え申し上げます。

本町の行政協力員につきましては、平成12年から行政協力員及び行政区に関する規則によりまして、町と地域住民の自治組織との連携を密にし、町行政の民主的かつ効率的な運営を図るため設置をいたしております。

この行政協力員の講演会活動や選挙活動につきましては、公職選挙法逐条解説、また選挙関係実例判例集等の書籍での調査並びに顧問契約をいたしております弁護士とも協議をいたしましたところ、公職選挙法では、第136条の2で、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定をいたしており、第1項では禁止の対象となるものに地方公共団体の公務員と、第2項では禁止行為として、地位を利用しての選挙運動、講演会活動と定めております。

行政協力員が地方公共団体の公務員に含まれるかどうかにつきましては、第1項でいう公務員は地方公共団体との身分的契約にある者すべてを意味いたしており、行政協力員は町長が委嘱をいたしており、公職選挙法の適用を受けるもので、選挙の自由公正確保の見地から、その地位を利用して行う講演会活動、選挙運動は禁止されるものであると判断いたすところでございます。

しかしながら、地位を利用しての運動であるか否かは、個々の具体の事例について判断されるべきところでございます。

若干お触れになりました自治会長の名前で選挙活動を行うことは、行政協力員としての地位を利用するものでない限り、差し支えがないものと考えております。また、自治会が自治会の名前で特定の候補者を応援することも、公職選挙法第136条の2の適用は受けないものと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、個々具体的な事例によって判断されるものと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 三宅議員。

12番（三宅 耕三君） これは再質問をするような性質のものではありませんので、以上をもって、私の決意表明とさせていただきます。

町長、長い間ご苦勞様でした。